

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 吉美福祉会 吉美こども園	施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 7 年 1 月 23 日

総 評	<p>吉美こども園は昭和27年に地区立吉美保育園として開設され、昭和61年に法人認可され、平成28年4月より幼保連携型認定こども園に移行し現在に至っています。</p> <p>令和5年4月に次代を担う子どもたちの成長に寄り添い、地域福祉の向上に資するため近代的に整備された園舎を新築されました。</p> <p>園の周りは田畑や山に囲まれ豊かな自然に恵まれ、子どもたちの大好きな散歩コースとなっています。散歩で捕ったザリガニ・メダカ・亀など命の尊さに気づき、園の中で大切に育てています。「一人ひとりの子どもに寄り添い、心揺さぶる体験を通し、健やかな育ちを支えます。」を理念に掲げ「地域とつながりを大切にしながら、地域の子育て家庭の支援」の基本方針のもと、地域の福祉ニーズに応え、地域の子育てセンターの拠点として未就園児親子の交流の場「さくらんぼひろば」を設け、毎週月曜日に園庭開放、「子育て相談な・ご・み」、「きみっこひろば」、育児講座等を実施し、子育て情報を地域や保護者に発信しています。</p> <p>子どもたちは地域の運動会・文化祭・お祭り等地域の行事に参加し、和太鼓を披露し、高齢者をお茶会に招待する等、子どもと地域の交流を広げこども園としての資源を地域に還元しています。</p> <p>園長は、保育の質の向上を目指し、外部講師を継続的に招き、園内研修を実施し、日々の保育を見直し、子どもたちが主体的に活動できる環境づくりに努め、自発的・意欲的に遊べるように環境を工夫し、取り組んでいます。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「きょうと福祉人材育成認証制度」「ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度（京都府モデル）」の認証を受けるなど、必要な福祉人材の確保・定着に取り組み、職員の心身の健康と安全の確保に努め、時間外労働の削減・年次有給休暇の時間単位付与・業務の効率化（ICTの導入）等、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。 ● 園庭開放・子育て相談・地域子育て支援センター「さくらんぼひろば」など地域のニーズに応じ、育児講座・子育て相談、中学校・高校のインターシップの職場体験など、学校教育にも貢献・支援活動も行っていきます。また災害時の広域避難場所に指定されており、災害時の対策として飲料水他食品を備蓄する等、災害時や緊急時に協力する等、地域貢献できる体制を整備しています。 ● 支援の必要な子どもに対して個別指導計画を作成し、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、安心して園生活ができ、喜んで遊べるようにクールダウンの部屋を設置するなど環境を整備し、支援を行い、子どもの状態に応じた保育を行っています。

<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 保育所などの変更にあたっては、保育の継続性を損なわないように手順と引継ぎ文書「要録」をもって引き継ぎ、丁寧な申し送りに取り組んでいます。今後は、保育終了後も継続性に配慮し、相談方法・担任など窓口を記載した文書を渡すと、なお良いでしょう。● 保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化し、保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準、内容を常に実現するための「保育についての標準的な実施方法」を整備し、それが職員に十分理解され、定期的に検証・見直しが行われることが望まれます。● 職員は、主体的に年2回自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の改善や専門性の向上に努めています。今後は、その振り返りを園全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行うと、なお良いでしょう。
---------------------------	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人吉美福祉会 吉美こども園
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和7年1月23日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	b

[自由記述欄]

1: 理念・基本方針はホームページ、重要事項証明書に明文化され、園内にも掲示し、保護者には入園時に重要事項説明書に基づいて説明し、職員には職員会議で周知しています。今後は、会議後は会議録に残されるとなおります。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	b
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況については、綾部市からの資料を基に、社会福祉事業の動向や出生人口、利用者像、保育ニーズを把握分析しています。経営状況については、会計事務所にアドバイスを受け把握分析していますが、地域の福祉計画や動向については把握分析までは至っていません。今後は、地域の民生委員と連携を取り情報を収集されるとなおります。

3: 経営課題の明確化については、法人の理事会、事業計画、事業報告等により、職員の確保など具体的な課題を明確にし、就職フェア出展、ホームページでの情報公開に努め、また、職員の意見を聴き、大学を訪問する等、積極的に取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	b	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	b

[自由記述欄]

4: 中・長期的なビジョンの明確化については、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にし、具体的な計画と併せて収支計画を策定し、必要に応じて見直しを行っています。

5: 中・長期計画を踏まえた単年度の計画については、中・長期計画に基づいた施設運営（人事、設備）を含む事業計画と収支計画が策定されています。

6: 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、事業計画は年度当初管理者会議で策定され、職員会議で周知しています。理解を促すためにも、今後は、職員等の意見についても次期の事業計画に反映されるとなおります。

7: 事業計画を保護者に周知することについては、保育の内容や年間行事計画について総会などで保護者に周知しています。今後は、事業計画についても、子どもと保護者に関わる事項を分かり易く説明した文書を作成し、年間行事と一緒に配布するとなおります。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	a

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上を目指し、キャリアパスを明確にし研修計画を作成しています。外部講師を招き園内研修を実施し、職員全員で、日々の保育内容や行事の見直しを行い、評価・反省を行うとともに職員で共有し、園全体で保育の見直しを行い保育に活かしています。

9: 評価結果にもとづき取り組むべき課題については、前回の評価結果から明確になった課題を職員会議で回覧・周知し、職員間で課題の共有化を図り、改善策や改善計画を策定し取り組んでいます。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	b
		11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	a
		13	②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	a

[自由記述欄]

10：施設長自らの役割と責任について、職員会議や園だよりにも理念や基本方針を踏まえた取組を記載し、職務分掌にも記載していますが、不在時の権限委任の記載がありません。今後は、重要事項説明書や職務分掌に不在時の権限委任を明確にし、記載されると良いでしょう。

11：施設長は遵守すべき法令等を理解するよう研修に参加し、情報収集に努めています。今後は、遵守すべき法令等をリスト化し、職員に回覧・周知されると、なお良いでしょう。

12：外部研修を計画的に実施し、園全体の保育の課題を改善するため、外部講師を継続的に招き園内研修を行う等、保育の質の向上に意欲をもち、指導力を発揮し取り組んでいます。

13：経営の改善や業務の実効性を高める取組については、働きやすい環境や職場づくり、業務の効率化に向けて経営担当者と労務・人材・財務などについて職員から聴き取り、社会保険労務士よりアドバイスを受け、具体的な体制を構築し、経営の改善に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	②	総合的な人事管理が行われている。	b	b
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：必要な福祉人材の確保・定着に関する計画については、人材の確保は就職フェアやホームページに採用ページを載せ、積極的に取り組んでいます。「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を受け、必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や方針を明確にし、計画的に取り組んでいます。

15：キャリアパスを明確にし、職員が自らの将来の姿を描けるよう、階層別育成計画を作成し、総合的な人事管理を目指していますが、人事管理に関する規定は策定されていません。今後は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像」を明確にし、人事基準を定め、総合的な人事制度を構築されると良いでしょう。

16：職員の就業状況や働きやすい職場づくりについては、年2回以上個人面談を行い職員の意向や意見を聴き、心身の健康と安全の確保に努め、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度（京都府モデル）」の認証を受け、時間外労働の削減・年次有給休暇の時間単位付与・業務の効率化（ICTの導入）等、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	b

[自由記述欄]

17: 理念・基本方針に基づいて職員一人ひとりの育成に向け、キャリアパスに基づいた「目標シート」は策定されていません。今後は、「期待する職員像」を明確にし、「個人目標」を設定するなど、具体的な行動計画や評価可能な目標を設定し、取り組まれると良いでしょう。

18: 職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定については、「教育・保育経営案」に研修に対する基本方針と研修計画を明確にしています。すべての職員に対して階層別人材育成計画に沿って教育・研修を実施しています。

19: 職員一人ひとりに対して教育・研修の機会がパート職員を含む全職員に教育・研修の場に参加できるよう配慮し、また、外部講師を招き全職員が受講できる研修も実施し取り組んでいます。

20: 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、実習生受入マニュアルを策定し、積極的に受け入れています。実習プログラムは養成校の方針に基づいて用意しています。今後は、園独自に工夫された実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを整備し、指導する職員の水準を高めるためにも、指導者に対する研修を実施する等、体制を整備されるとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

[自由記述欄]

21: 運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページに理念・基本方針・保育内容・保育の様子など、事業内容を掲載し公開しています。また、第三者評価の受診や苦情相談の内容、アンケート結果等もフィードバックし公表しています。地域に向けて園だよりを配布し、子育て支援センター「さくらんぼひろば」の情報も発信し、園の存在意義や役割を明確にするよう努めています。

22: 運営の公正性と透明性の確保については、経理規程に基づき公認会計士に定期的に監査やアドバイスを受け健全な経営に努めています。また、施設長・事務長で二重チェックを定期的に行い、内部監査も実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	a
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23: 子どもと地域との交流については「重要事項説明書」に記載し、地域との関わり方について基本的な考え方を明確にしています。地域との交流活動の一環として、子どもたちは地域の文化祭・運動会・お祭りに和太鼓を披露し、高齢者の集いに参加するなど、交流の機会を持ち、地域の活動に参加しています。また、地域子育て支援センター事業として「さくらんぼひろば」「きみっこひろば」、未就園児親子交流・園庭開放・子育て相談や子育て情報を保護者に提供しています。

24: ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢については、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、地域の中学校の職場体験・高校生のインターシップ等積極的に受け入れ、地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室等の学習などへの協力に係る体制を整備しています。

25: 保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、子どもにより良い保育を提供するために、綾部市の子ども支援課・学校教育課・療育教室・児童相談所等、関係機関をリスト化し、「教育・保育経営案」に記載し、連携を行っています。一人一人の子どもに関する情報は、職員会議で情報を共有し、発達上相談が必要な場合は、地域の専門機関と連携し、対処しています。

26: 保育所が有する機能を地域に還元することについては、園庭開放・子育て相談・地域子育て支援センター「さくらんぼひろば」など地域のニーズに応じ育児講座・子育て相談、中学校・高校のインターシップの職場体験など、学校教育への貢献・支援活動も行っています。また、災害時の広域避難場所に指定されており、災害時の対策として飲料水・食品を備蓄したり、災害時や緊急時に協力したり等、地域貢献できる体制を整備しています。

27: 地域のニーズにもとづく公益的な事業活動については、地域子育て支援センター・未就園児の園体験・子育て相談事業等、地域のニーズを把握し、民生委員・児童委員と定期的に意見交換を行い、職員が子育てサークルに参画し育児講座を実施する等、また中学校・高校のインターシップの職場体験等、学校教育にも貢献し、地域の活動を支援するなど、積極的に取り組んでいます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、一人一人の子どもに寄り添った保育を職員間で共通理解し、研修を行うなど実践に取り組んでいます。今後は、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定すると、なお良いでしょう。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、子どものプライバシー保護規定や子どもの権利擁護に対するマニュアルを整備し、職員に周知を図っています。また、「重要事項説明書」にも記載し、保護者にも周知しています。

30：利用希望者に対しては、個別に丁寧な対応と説明に努めています。「入園のしおり」を基に詳細に分かり易い園の情報提供に努め、園の理念や基本方針等を説明し、園内見学や質疑応答など細やかに対応しています。

31：保育の開始・変更にあたっては、入園説明会を実施し、「入園のしおり」や「重要事項説明書」により、子どもが安心して園の生活を過ごせるよう説明をしています。年度途中では「変更された内容に係る資料」を作成し、保護者に分かり易い説明を心がけ、同意を得ています。

32：保育所などの変更にあたっては、保育の継続性を損なわないように手順と引継ぎ文書「要録」をもって引き継ぎ、丁寧な申し送りに取り組んでいます。今後は、保育終了後も継続性に配慮し、相談方法・担任など窓口を記載した文書を渡すと、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情解決の体制が整備されており、「重要事項説明書」にも記載し、玄関には意見箱を設置し、苦情解決の仕組みを分かり易く説明・周知し、保護者が苦情・相談を行いやすい環境整備に努めています。行事後アンケートを実施する等、意見が出やすいように工夫を行い、保護者から出された苦情については、職員会議で周知・検討し、情報共有を図っています。対応策については、苦情申出者の了解を得て、苦情の回答やアンケート結果を掲示板に掲示する等、保護者に情報提供しています。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備及び保護者等への周知については、保護者が苦情、相談及び意見を述べやすさに配慮し、落ち着いた話が出来るように相談室を設置しています。「重要事項説明書」や園だよりにも記載し、担任以外にも相談窓口として子育て支援保育教諭を設置していることも周知しています。

35：保護者からの相談や意見については、年1回の利用者アンケートの実施に加えて、行事後のアンケートも実施しています。アンケート結果については、職員間で検討し、全員で共有しています。また、園だよりで保護者にも知らせると共に、園の考え方や改善方針についても伝え、保育の質の向上に繋げるよう努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	b
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b

[自由記述欄]

36：安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、事故発生時の対応マニュアルを整備し、月1回安全点検日を設けて全職員が意識して確認するようにしています。また、ヒヤリハットが発生した場合は、ヒヤリハット報告書を収集し、収集した事例をもとに発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討しています。これらの情報を職員室に掲示し、年度末に集計後、安全確保・事故防止対策を見直し、次年度のリスクマネジメントに活用しています。

37：感染症予防対策については、「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症予防対策に努めています。また日々の感染症の発生状況をリアルタイムに共有出来るよう、終礼などで報告し合い、必要に応じて保護者に向けて保健だよりや保育ICTシステム『ルクミー』で発信する等、注意喚起や情報を提供すると同時に、園内掲示も行っています。

38：災害時における子どもの安全確保のための取組については、「防災・安全管理マニュアル」を策定し、毎月1回避難訓練を実施しています。また、災害発生時の体制として計画的に備蓄品の整備も行っていますが、地域との合同の避難訓練は実施されていません。今後は、防災計画を整備し、消防署・警察など地域と連携すると、なお良いでしょう。

39：不審者対応については、「不審者侵入時対策マニュアル」を策定し、対応の手順・方法を定めています。新園舎建設に伴い、園舎安全管理システムを導入し、ハード面での充実を図り、2年に1回、警察署による不審者侵入時対策訓練を行っています。今後は、警察に助言を求め、警察との訓練から定期的なマニュアルの見直し等、更なる安全対策に努めると、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	c
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	b
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40：保育の標準的な実施方法については、保育についての標準的な実施方法が部分的な事項のみ文書化しています。今後、保育を行う上で保育の手引書・手順書・マニュアルなど保育の実施方法を明文化したものを整備されると良いでしょう。

41：保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化し、保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準、内容を常に実現するための「保育についての標準的な実施方法」を整備し、それが職員に十分理解され、定期的に検証・見直しが行われることが望めます。

42.43：アセスメントにもとづく指導計画については、アセスメント手法に基づき、入園前に保護者と面談を行い、子ども一人一人の発達面や健康面そして保護者が抱えている不安面などを聴き取り、個別の指導計画が策定されています。入園後は家庭訪問・個別面談を行い、指導計画を立案していますが、指導計画に基づく保育実践について、振り返りや評価が行われていません。今後は、個別の計画について評価・反省・見直しを行い、次の月に反映する仕組みを構築されると、なお良いでしょう。

44：子どもに関する保育の実施状況の記録については、子どもの発達過程や生活状況の日々の記録は、園で統一された様式で記録されており、定期的に主幹が確認しています。一人一人の子どもの日々の情報の共有を職員間でやり、子どもの状態の変化に速やかに対応するよう取り組んでいます。

45：子どもに関する情報の記録管理については、「個人情報保護規程」に基づき管理しています。また、職員会議などで個人情報の取扱を確認するよう取り組んでいます。保護者には「重要事項説明書」で周知し、入園時及び個人懇談会で説明を行っています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b	b
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	b
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	b
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	b

[自由記述欄]

46: 全体的な計画については、理念・基本方針・保育目標に基づき、職員が参画し、意見を出し合いながら作成しています。今後は、子どもの発達過程をふまえ、子どもと家庭の状況や保育時間等に考慮し作成し、定期的に評価を行い、次年度に向けて見直しが行われると、なお良いでしょう。

47: 生活にふさわしい場としての環境については、明るく心地よい新園舎になり、保育室も温度・湿度・換気・採光等の環境は常に適切な状態に保持され、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整備しています。ランチルームが廊下と兼用になっており、時間帯によっては食事中に、子どもたちや人の出入りと一緒になることがあります。今後は、衛生面を加味し工夫されると良いでしょう。

48: 一人一人の子どもを受容し寄り添う保育を心がけていますが、今後はさらに、一人一人の子どもの個性を尊重し、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を受け止め、穏やかに話されると良いでしょう。

49: 基本的な生活習慣の習得に向けた環境整備については、一人一人の発達に応じた援助を行いながら、子どもの思いを受け止め、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、手助けしたり見守ったりしています。一人でできた喜びや気持ちよさを味わえるように配慮しています。

50: 主体的な生活や遊びの保障については、各保育室にコーナー遊びを作り、子どもが自分で選んで興味を持った遊びを、じっくり集中して遊んでいます。今後は、子どもが進んで戸外へ出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備されると、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51: 乳幼児保育については、一人一人の子どもの情緒の安定を図り、安心して過ごせるよう、愛情深く丁寧に保育するよう、心掛けています。個別計画を基に保護者には、一人一人に連絡帳で情報を共有しています。

52: 3歳未満児の保育については、一人一人の子どもの発達過程に応じた、丁寧な関わりに努めています。環境の整備は子どもの発達・成長に合わせて、玩具の種類や環境を整えて、子どもが自発的な行動が行えるように配慮しています。

53: 3歳以上児の保育については、様々なことに子ども自身が気付き、自ら行動できるように環境を整え、自然との触れ合いにより、豊かな感性や心を育て、子どもが興味関心のある遊びを存分に楽しめるような保育環境を整え、適切な援助を行うよう努めています。

54: 支援の必要な子どもに対して個別指導計画を作成し、必要に応じて関係機関と連携となりながら、安心して園生活ができ、喜んで遊べるようにクールダウンの部屋を設置するなど環境を整備し、支援を行い、子どもの状態に応じた保育を行っています。

55: 長時間保育については、年齢の異なる子どもたちが一緒にゆったりと安全に過ごせるよう、それぞれの年齢に併せて遊具を用意し、環境を整えています。子どもの状況について保育者間で引き継ぎ、日誌を基に情報共有に取り組んでいます。今後は、教育・保育要領にもあるように、長時間保育について、保育室の環境、職員体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけされると、なお良いでしょう。

56: 地域のブロック研修会に参加し小学校の先生と研修を行ったり、小学校と連携して一年生との交流授業を行ったり等、就学に向けた取組を行っています。また、保育指導要録を小学校に提出しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b	b
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57:子どもの健康管理については、健康管理マニュアルに基づき、一人一人の子どもの健康状態や情報を職員間で共有し、子どもの健康管理に気を付けています。SIDSについては、「重要事項説明書」で保護者に知らせると共に、保育者は午睡中の子どもの様子を、乳児であれば5分おきに確認するなど、その安全に配慮し努めています。

58:年2回内科健診・歯科健診を実施し、その結果については職員で共有し、子どもの保育に有効に反映され家庭での生活に生かされるよう保護者に伝えていきます。

59:食物アレルギーの子どもについては、医師による指示書を基に除去食対応を行っています。栄養士が毎日アレルギー対応食のチェックを行い、誤食防止に努めています。食器はカラー食器で他児と区別し、個別対応のトレーに配膳しています。調理室にはアレルギーの子どもの資料が大きく分かり易く掲示され、常に誤食のないよう細心の注意を心がけています。

60:食事を楽しむ工夫については、食器は年齢に合わせた大きさの食器を使用しています。玄関に給食を提示したり、毎日の給食を見ることができるようホームページでも掲載しています。乳児クラスで食事している子や着替えている子が入り混じっており、今後は、落ち着いて楽しく食事ができるよう、食事環境の整備や工夫をされると良いでしょう。

61:子どもの喫食状況の把握については、衛生管理マニュアルを整備し、旬の野菜、地元の野菜を使用し、子どもの喜ぶ季節の行事に絡めたメニューを考え提供しています。おやつは手作りのものを提供し、子どもが収穫した野菜などを使ってクッキングを楽しむなど、食育の充実に努めています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	b

[自由記述欄]

62:年2回の個人懇談や乳児参観・幼児参観・運動会・生活発表会等を通して、保護者と子どもの成長を共有できる機会があります。乳児クラスは連絡帳で子どもの様子を家庭と毎日情報交換し、日々の保育や行事の様子は写真を撮り、掲示板やアプリで紹介するなど、子どもの生活の充実のため、家庭との連携に努めています。

63:個人懇談以外に保護者から要望があれば相談に応じる体制があり、記録も残しています。また、「子育て支援保育士」を配置しており、担任や主幹保育教諭なども積極的に声掛けをし、「子育て相談 な・ご・み」や「きみっこひろば」等、保護者が安心して子育てできるよう積極的に支援に取り組んでいます。

64:虐待等権利侵害の予防については、虐待マニュアルを整備し、綾部市や関係機関と連携し情報共有に努め、保護者や子どもの様子に細心の注意を払い、虐待等権利侵害となる兆候を見逃すことのないよう、虐待の早期発見や予防に努めています。

65:職員は、主体的に年2回自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の改善や専門性の向上に努めています。今後は、その振り返りを園全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行うと、なお良いでしょう。